

事務連絡  
平成 24 年 12 月 14 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課化学物質評価室

改正特定化学物質障害予防規則等の施行について（インジウム化合物等に  
係る健康障害防止対策関係等）

日頃から労働者の健康障害防止対策の推進に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有害な化学物質による労働者の健康障害防止対策については、従来から特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等により規制を行ってきたところですが、平成 23 年 12 月の「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」において、インジウム化合物等 3 物質について、関係法令の整備をすべき旨報告されました。報告を受けて、これらの物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底を図るため、平成 24 年 9 月 20 日に労働安全衛生法施行令の改正を、平成 24 年 10 月 1 日に特定化学物質障害予防規則等の改正を行ったところです。今般、改正の内容について別添のとおりパンフレットを作成いたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業者等に対する通知、広報誌等への掲載等により、本改正の周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、パンフレットには下記のとおり今後改正予定の厚生労働大臣告示の内容が含まれておりますので、パンフレットを活用する際には、その旨関係事業者等に注意喚起していただきますようお願いいたします。

おって、改正に関する情報につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので申し添えます。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

#### 記

今後改正予定の厚生労働大臣告示の内容に該当する部分

- ・ 2 ページ：「規定の適用一覧」のうち、「局所排気装置等の性能」「管理濃度」欄の数値
- ・ 4 ページ：「発散抑制措置」の 2 の①の局所排気装置の性能
- ・ 5 ページ：「作業環境測定」のうち、管理濃度、試料採取方法、分析方法
- ・ 12 ページ：「作業環境測定」のうち、管理濃度、試料採取方法、分析方法

